

第14回水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年4月6日（金）15:29～17:15
2. 場所：合同庁舎第4号館12階共用1214会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、野坂美穂（座長）、
原英史（座長代理）、長谷川幸洋、林いづみ
 - （専門委員）有路昌彦、泉澤宏、花岡和佳男、本間正義、渡邊美衡
 - （事務局）前川内閣府審議官、田和室長、窪田次長、福島次長、佐脇参事官
 - （説明者）グローバル・オーシャン・ワークス株式会社：増永勇治代表取締役
大阪市漁業協同組合：北村英一郎代表理事組合長
大阪市漁業協同組合：畑中啓吾総務次長
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 水産養殖事業者からのヒアリング
 - 2. 漁業協同組合からのヒアリング
 - （閉会）
5. 議事概要：

佐脇参事官 それでは、「規制改革推進会議 水産ワーキング・グループ」を始めます。
下苧坪専門委員、中島専門委員は本日所用により御欠席となっております。

大田議長、金丸議長代理は御出席です。

ここからの進行は野坂座長にお願いいたします。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。まず、議題1として、水産養殖事業者からのヒアリングを行います。

本日は、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社より、増永代表取締役にお越しいただきました。

グローバル・オーシャン・ワークス株式会社は、関係会社と共同して、養殖ブリの生産管理や加工、海外への輸出に取り組まれています。

今回は、国内養殖業が抱える課題と、同社が期待する水産行政のあるべき姿等についてお話をいただきます。

それでは、増永様、20分程度で御説明をお願いいたします。

増永代表取締役 初めまして。増永と申します。

今日はこのような場所に機会を設けていただきまして、誠に恐縮しております。

限られた時間ですので、早速中身に入らせていただきたいと思います。

私どもは、2009年に創業いたしまして、鹿児島で養殖されるブリを加工して、国内外含め需要のあるところに販売をしているということを生業にしている会社でございます。それに伴い、原料の安全性、お客様に届くまでの安定供給というところを担保していかないといけないので、それに向けた事業展開を少しずつしているところでございます。

資料の1.2でございますが、創業してからの主な推移、取組を簡単に書いてあります。

2009年、大体初年度、加工尾数ということで書いていますが、8万尾からスタートさせていただきました。これは全て海外へ輸出させていただいております。

2010年が14万尾、2011年が17万尾、これは当初立地協定を結ばせていただいたときに、地元漁協様から、3年間ちゃんと実績を積んでくれということがあったので、主立った動きはせずに前へ進めたところでございます。

2012年、アクア・ブルーという会社を設立させていただきました。冷凍と冷蔵はリスクが違うものですから、会社を分けて建物を分けてということで別会社にさせていただき、このころから県とか漁協様に対して、今後、漁業の近代化に向けてどうあるべきか、マーケットの変化についていくためにどうあるべきかという提言を少しずつ始めさせていただきました。

2013年、ここで初めて養殖に関する関わり方をするのですが、お客様からの申し出でもありましたのですけれども、飼料販売、運転資金等の提供をしながら安定的に魚を分けていただく。入口と出口がはっきりした事業体系を組むということが主な狙いでございました。

2014年、この頃になると年間で30万尾加工するようになります。養殖業者さんは、地元の漁協だけで言いますと2009年に15～16社あったのですが、もうこの頃になると半分になっておりました。年間少しずつ倒産する養殖業者さんが出てきているような背景でございます。

2015年、35万尾ですね。この頃、養殖魚の管理をする会社として鹿児島水産というものを立ち上げさせていただきました。各養殖業者様がそれぞれの思いでそれぞれ育て上げている魚を買わせていただいていたのですけれども、やはりトレーサビリティの問題であったり、安全性の問題であったりとか、あと餌の種類がばらばらだったりするとお客様に私たちの加工する商品はこういう商品ですという説明が難しかったものですから、原料から取組をさせていただき、あと、ブリの養殖で一番懸念している薬の問題ですね。その辺もしっかりと明確にしていこうということで自分の会社に獣医師に入社していただきまして、水産のほうを勉強していただきながら養殖業者さんとの取組をやっていただきだしたのがこの2015年の頃でございます。

2016年、この頃になると45万尾くらいですね。各養殖業者様に対して、計画生産と計画出荷についての取組、それと安全性についての取組をさせていただいて、また、魚がそろってきたものですから、海外の販売も強化しようということで、米国の販売会社を買収さ

せていただいたのもこの年でございました。

昨年度が60万尾強ぐらいの加工量、今期は少し増えて75万尾の体制となって、順調に推移しているところでございます。

「1.3 養殖業者との取り組み」ということで4社取組をさせていただいていますが、全部で今は75万尾ぐらいの体制だということですね。これまでの取組としたら、先ほども言いましたとおり、飼料の統一・効率化、これは船舶等も含めてなのですが、一番は原価を下げたい、原価を下げる作業をしたい、それと安全性を担保する作業をしたいということで、皆様の協力をいただきながら前に進めているところでございます。もう一つは、マネジメントとマーケティング、これも養殖業者様が得意とするところではない部分を私たちのほうで少しでも補えればなというところで、そこもやらせていただいているところでございます。

「1.4 漁協との取り組み」ですね。周りの環境が変化しているので、マーケットも含めて養殖も変化していかないといけないということで、根気強く毎年こうしないといけないああしないといけないというのは漁協様に言っているのですが、一番は原価を下げる。先ほども言いましたが、やはりスケールメリットを出していかないと原価は下がっていかない。日本のブリの養殖で一番大きいところは140～150万尾という規模で飼っております。私たちが仕事をしている錦江湾の一番大きい養殖業者さんは大きくても30～40万尾ぐらいです。原価がキロ当たりにして違ってきております。そのような大きな差があるのに、マーケットでは同じ土俵で戦わないといけない。これは説明しなくても、どちらが残っていくか、どちらが強いかというのは分かると思うのですが、そのことで安全性の証明、先ほど言ったトレーサビリティの向上、これは私たちのほうでトレースをしっかりと取れるシステムを作り上げて、それを各養殖業者さんと漁協さんに提供いたしました。今、うちの職員を派遣して管理をやらせていただいているところです。工場に入る前に不備があった原料は入れられないという決め事がHACCP等をしているとどこの工場でもあると思うのですが、実際は仕入れしたあとに書類が上がってきてそれを確認するという作業になると思うのですが、リアルタイムでできるように今このようなことをしています。安定供給、私どものいるこの鹿児島錦江湾というところは、10月～4月までの出荷しかしてくれない地域でございました。それではお客様に安定供給をお約束できないので、年間出荷体制の構築をする必要がございましたので、そこも御協力、御理解を頂きながら、今、少しずつ形になりつつあるところでございます。あと、飼料販売ですね。いろいろなメーカーのいろいろな餌がございます。その飼料の販売が漁協様の未回収売掛金増大等につながって、財政悪化にもつながっておりますので、そこを管理監督に集中して、餌自体は養殖業者さん自体で賄っていけるような形を取れないかということで、そこに向けてもいろいろと提言してきているところでございます。

「2 国内養殖業が抱える課題について」、ここは今までの話に出てきているところの重複になりつつあるので、あとで文章を読んでいただければいいかなと思っています。後

継者不足であったり、獣医師不足であったり、生産者のそれぞれ個性が強いというところであったり、あとは補助金等に頼る体質であったりとか、その辺は今更言わなくても分かっていると感じております。

「2.2 漁業関係団体に関する課題」なのですが、ここも通常の形に当てはめてみるといろいろと不思議な部分が多いのですが、そのような体制でやられているので致し方が無いのかなと。先ほど言った近代化に向けて、今後、少しずつこういうところが変わっていかればいいのになと。

「2.3 漁業法・漁業権に関する課題」、現状の漁業権ですね。現在所有している漁業者以外漁業権を実際には与えることができないことであったりとか、専有物化、参入者排除というところにつながってきているのではないかなと。それと、科学的根拠によらないところが大きくて、恣意性が大きいところがございます、日本が漁業の近代化に大幅に出遅れているのはこの辺にあるのではないかと私は感じております。

「2.4 養殖参加に関する課題」、これは実例として後ほど別紙で挙げさせていただいています。勘違いしないでいただきたいのですが、今まであったことを分かりやすく知っていただきたいと、別に今さらこれを表に出そうとは思っていない。今は各養殖業者さん、漁協さんとも、いろんなこと、いろんな経験をもとに考え方をお互いに変えていただいて、前向きに御協力いただいているところでございますので、例として少しお話をさせていただければなと思っております。

「3 今後に向けての提言」でございます。

「3.1 漁業許可制度の今後のあり方」、権利ですね。漁業権という権利から、ライセンス制、免許というところの許可制に変えていけば、いろんなことを含めてこの養殖産業を含む水産業が産業として強くなるのになと思っております。その代わりしっかりと厳しくすべきことは厳しくして、許可、免許ですから、守らない方は取り上げるというところを徹底する必要があると思っております。

「3.2 漁業関係団体の今後の役割・組織のあり方」というのも、管理・監督・企画等にもうちょっと力を入れていただければ、本来の姿に戻っていただければありがたいかなと。養殖業の近代化の推進、必要に応じた規制の導入であったり、撤廃の推進であったりとか、養魚管理システム等の企画、導入推進、そういうところが強い産業になるためには必要なのではないかと。一番しないといけないのは、こういうマネジメント面もそうなのですが、マーケティングですね。企画支援。輸出振興しましょうと言ったところで、売れるものを持って行かなければいろんな国で受け入れられる品物になりません。まずはいろんな国に持って行けるようにしなければ、今の養殖のブリだけに特化して考えると、日本と同じような物価の国であったり、そこより優れた国であったりとか、一部の裕福な方たちでないと買えない魚でございます。これをサーモンのように、いろんな国に持って行っても、どこでも扱うことのできる価格帯の魚に持っていくには、それなりの努力が必要になってくるのではないかと考えています。現状ある姿でいい方向に変化をしていく、持っ

ていくということができれば一番いいのですけれども、スピーディーに物事を運ぶには一旦壊す必要もあるのではないかなということも一考かなと考えております。

時間もあと5分くらいなので、別紙 でございます。養殖業者様の取組推進に当たって直面した障害事例ということで書いています。養殖業者様の取組内容で、初年度10万尾の養殖を依頼しています。ここが餌を買えない、餌をやれない、養殖魚を入れられないというような状態だったものですから、私どもがお手伝いさせていただいて、私どもも安定的に魚が欲しいということで、その10万尾を飼っていただく見返りとして、飼料代を含めた全ての運転資金を弊社が負担すると。その代わり魚を計画通りに分けてくださいねとそのような取組でございます。それを始めた直後、理事会等に呼ばれて、そういう委託養殖は駄目だということで指導を受けます。私はちょっと理解ができなかったものですから、方々に問い合わせ、なぜそのようなことがいけないのかということをもう一度理事会等で訴えたのですが、聞き入れていただけず、結局その魚は処分しなさいということで、明らかに問題化したかったものですから、あえて漁協様の指導通りに魚の処分に向かいました。何万尾くらいか処分したところで漁協職員の方が止めに入ってきて、養殖はしていいからということで、うちがしているのではなくて養殖業者さんが養殖はなさっているの、していいのは当たり前なことなのですが、そのようなことがありまして、少しずつ漁協様とも話し合いの上で、今後あるべき姿、養殖業者を守っていくためにはどうしないといけないかということで、今はいろんな話ができるようになって、前向きに進めさせていただいているところでございます。ただ、なかなか私どもも、水産養殖に携わっているという職員も含めて、組合員にはなかなかさせてもらえずというような背景もまだまだありますが、今、いろんな方のお力を借りながらそこも前向きに進めているというようなところでございます。

別紙 も似たようなことですね。ある養殖業者さんからの依頼で、魚を頂く代わりに、そのような体制を取っていたのですけれども、地元の漁協さんの解体が始まって、それで私たちが付き合いしていた養殖業者さんも倒産という形になった。魚はいましたので、私どもが入れさせていただいて、運転資金等もお手伝いさせていただいていたので、魚が出荷するまで私どもに飼わせてくださいというような申し出をしたのですけれども、期限を切られて、ある協力している養殖業者さんに引き取ってもらって魚は無事に確保することができた。ここもそういういろんなことがありながら、周りの養殖業者さんもその頃は反対でしたが、今は前向きに御理解を頂き、いろんな御協力を頂きながら前に進めさせていただいているところでございます。

限られた時間の中で、駆け足で早口で御説明させてもらいましたが、私どもが2009年から、今、10年くらいですかね。鹿児島県のほうでいろんな体験をしながら、漁業権が無い中で、どうにかして、養殖されたブリ、カンパチ等を、国内、海外へ数多く一匹でも多く出していこうという取組の中での一例を説明させていただきました。

御清聴ありがとうございました。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれているプレートを立ててくださいますようお願いいたします。

また、大変興味深い御説明でありましたので、多くの御質問などが出されるのではないかと思います。本日はいつもにも増して多数の委員、専門委員に御出席いただいておりますので、皆様に御発言いただけるよう、できるだけ簡潔な御発言に御協力をお願いいたします。

それでは、渡邊専門委員、お願いいたします。

渡邊専門委員 どうも御説明ありがとうございました。

大変なチャレンジの中、ここまで持ってこられたということで、勇気づけられました。一つ事実関係を確認したいのですけれども、資料1のように「飼料販売の廃止」とあります。「養殖業者に対する未回収売掛金増大への歯止め」ということは、要は漁協はマージンを乗せて飼料を売っているのだけれども、結局その売掛金が回収できないという理解でよろしいでしょうか。

増永代表取締役 そうですね。例えば10件養殖業者さんがいらっしゃったら、養殖業者さん自体でそういう飼料を仕入れて魚に食べさせてという資金繰りができないところもありますので、ほとんどの養殖業者さんに代わって漁協さんがその役割を担っていただいていると思っています。いろんな養殖で、これは全ての漁協とは言いません、鹿児島の方の地元に特化して言えば、いろんなメーカーさんから飼料を入れます。そこにマージンを乗せて養殖業者さんに販売します。結果回収ができないことも多く、漁協に負債が残ることが多く見られるということです。

渡邊専門委員 そうすると、普通に考えると要はそのマージンを乗けて売っている分というのが、元が取れない商売をやっているということになってしまいますよね。もともと払えない人に売っているので回収できない。そうすると、見かけ上はマージンが取れているように見えるけれども、資金繰りで見ると赤字という経済合理性の無い商売を漁協がやっていると感じるのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

増永代表取締役 幾らの魚を作らせようかというのが明確にあればそうでもないと思うのですが、養殖物とはいえ相場で動いている魚ですから、その年によったら原価以下の相場になればそれで売る年もあります。そういうときに、経営内容が悪化して未回収になるということが背景であるのですが、そういうのを鑑みても回収できなければ効率に合った事業ではないのではないかなと思って、私は地元の漁協には飼料販売を考えてくれということですと提言はしてきています。

渡邊専門委員 ありがとうございます。

野坂座長 その他にいかがでしょうか。

泉澤専門委員、お願いいたします。

泉澤専門委員 御説明ありがとうございました。

私のほうから、まず、この「2 国内養殖業が抱える課題について」ということですが、中でも、この中で2.1の利益を創出する仕組みづくりができていないということや、コスト意識が希薄であると、それから、スケールメリットを生かしていないということ。こういった現状の問題点を述べられていますけれども、既存の養殖業者ではどうしてこういう効率的な経営ができないのでしょうか。例えば、技術的な面あるいは環境的な面も含めて、端的に教えていただければと思います。

増永代表取締役 企業養殖でやって、大型化してやっているところはできていると思います。でも、ほとんどの養殖業者さんが自分たちで販売するルートと力を持っておりません。そこは漁協に委託したりしているところがございます。それが市場等への出荷となるのですが、そこで定価ではなくて相場で動いているということになりますね。相場で動いているものですからコスト意識が無いというところにつながるのですけれども、幾らで売れるものか分からない、いつ売れるものか分からないものを1年半～2年かけて養殖しているというのが現状でございますので、計画出荷とか計画生産というのができていないので、私どもみたいな加工業者とか販売をするところと連携してやるべきことなのだろうと思います。そこにメリットがあるのだと私は思っているのですが、ただ、漁業権の問題や、既得権益的な、閉鎖的な状態があるので、養殖業者さんのみで今は事業を行っているというのが背景だと思っています。ですから、養殖業は定価で売べき魚だと私は思っているのですが、まずはそこに向けて動かなければいけないなと思っているのですが。

泉澤専門委員 ありがとうございます。

それと別紙の「3. その他の漁協との障害事例」のところですが、水揚げ手数料の名目で手数料を支払っていると書いてありますけれども、生鮮市場での手数料というのは生産者がまず負担するものなのですから、買い受ける側が支払っているという例は初めて私も聞きました。この他にも何か支払われているものがあれば、差し支えなければ具体的に教えていただきたいと思うのですが。

増永代表取締役 差し支えがあるのでそこで勘弁していただけないでしょうか。

本当にここ10年かけているんなぶつかりもしてきましたが、地元の漁協さん、養殖業者さん、少しずつ考え方や御理解を頂きながら、今はいい関係を築けつつあります。こういうのもあるということで御勘弁いただければなと思っております。

泉澤専門委員 大変御苦労されていると思うのですが、やはりこの漁協との対応というのはかなりエネルギーも使うし、理不尽なこともいろいろあると思うのですが、例えば2015年に鹿児島水産株式会社というのを設立されていますけれども、そこで現在は養殖事業そのものもやられているのですか。

増永代表取締役 やっていません。

泉澤専門委員 やられていないのですか。これはやはり加工、流通ということに特化した会社なわけですか。

増永代表取締役 原料の安全性を担保しないといけないので、それで養殖業者様が手の回らないところをお手伝いさせていただく。餌であったり薬であったり、そういうところの管理といってもおこがましいのですが、獣医師さんと一緒になって養殖業者さんと寄り添っているというようなことですね。

泉澤専門委員 分かりました。

それと最後に、この「3.2 漁業関係団体の今後の役割・組織のあり方」というところで、かなりきついことも書かれているようなのですけれども、一番下の「漁業協同組合の廃止」あるいは「スクラップ&ビルド」と書いていますけれども、ずっと前のこの問題事例、障害事例などを読ませていただくと、やはり本来漁業協同組合がやるべき指導事業で、営漁指導、あるいは経営の指導だとか、そういったことがやられていないこと。やることをやらないで手数料だけを請求している。ちょっと理不尽な、意外と全国でも結構ある例なのですけれども、そういったことがやはり見られるようなのですが、スクラップ、無くすというのは分かるのですが、例えばこのビルドというのは漁業協同組合に代わる何か新しい組織を立ち上げたほうがいいのかというお考えなのか、それとも、全部廃止してしまっ、例えば大事なことは行政などが代わってやるようにしたほうがいいのか、その辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

増永代表取締役 分かりやすく「スクラップ&ビルド」と書かせていただきましたが、全くもって私は漁協様が担っている形を否定しているわけでもございません。ただ、養殖に限って話をさせて頂ければ、権利、漁業権というものを許可、免許等に変えていくに当たっては生まれ変わる必要があるだろうなど。認識、意識も含めてですね。それに含め、行政側の方々がまた新たな認識の下でそこに携わってくれば一番いいかなと。現行の漁業権とか現行の今までやってきたままで認識や意識を変えていくというのはなかなか難しいことで、どこかで一旦きっかけを作る必要があるのかなとは感じています。

泉澤専門委員 分かりました。

なかなか言いづらいことだと思うのですけれども、ありがとうございました。

野坂座長 では、本間専門委員、お願いします。

本間専門委員 御説明ありがとうございました。いろいろな提言は示唆に富んでいると思いました。

質問が3つくらいあるのですけれども、一つは別紙の事例に関して、経緯のところで規則に反するために指導を受けたと書かれていますけれども、これは具体的にどういう規則に違反しているのかという提示があったのか、なかったのか。

増永代表取締役 ありませんでした。説明してくれと言ったのですけれども。

本間専門委員 規則に反していると言う場合、どの規則に反しているかを言わなければ、反しているかどうか分かりませんよね。

増永代表取締役 そのときは、とにかく委託養殖は駄目だという文言でございました。

本間専門委員 それは違反でも何でもありませんよね。分かりました。

2番目、漁業権無しで今の仕事をされているということで、したがって御社でも自ら養殖はしていないということなのですが、今の制度でいうと漁協に入って漁業権を獲得するという道はあるわけですよ。それがいいか悪いかはいずれ問題にしたいと思うのですが、今の段階でそういう方法を使って漁業権を取得しようとは思わないのか、しようとしたけれども何らかの障害があったのか、その辺りはいかがでしょうか。

増永代表取締役 努力はしております。ただ、組合員にならないと漁業権は取得できないので、まずは組合員になることからチャレンジをしないとということで、毎年そこに向けて努力はしております。

本間専門委員 そこは何が障害なのですか。例えば、規模で言えば、子会社にして、その子会社が取得する等の方法はあると思うのですが、具体的にどういう障害があるのでしょうか。

増永代表取締役 障害は無いと私どもは思っているのですが、ただ受け入れていただけないというところですね。

本間専門委員 向こうの判断が出てこないということですかね。それは具体的にどういことが問題で組合員になれないのかという質問はされているわけですよ。

増永代表取締役 はい。

本間専門委員 明確な回答が返ってこないと。

増永代表取締役 養殖業者さんの方々は理解はしていただいているところで、だんだん組合員というのはいいのではないかとかという議論はしていただいているみたいです。ただ、漁協さんの組合員さんの中には、理事さんの中も含めて、まき網であったりとか一本釣りだったりとかいろんな漁業形態の方が入っていますので、そういう人たちには私たちがみたいな会社形態の新規の参入はなかなか受け入れ難いところが背景にあるのかなというのは感じております。

本間専門委員 3番目、泉澤専門委員の質問にも関連するのですが、漁協に公的な漁業権というものを管理をさせているということは最大に問題があると私も思っているのですが、もし漁協ではなく漁業権の管理をしたら、どういう団体ないしは組織が適当だと思われるのか。漁協以外の漁業権の管理の在り方といいますか、主体といいますか、その辺りはどういうふうにお考えでしょうか。

増永代表取締役 業者さんが入らない、専門性を持った団体を作るべきだなと思っています。組合とかというのであったらやはり業者さんが入ってきますので、そこでは好き嫌いの議論とか等も含めてなっていくのではないかと考えています。

本間専門委員 ありがとうございます。

野坂座長 林委員、お願いします。

林委員 御説明ありがとうございます。

今までの御質問と少し重複するところがあるのですが、この別紙、で出てきます手数料の件です。これは漁協を通さずに餌を買った場合とか、それから魚を売った場

合、つまり、漁協を通さないで、いわゆるアウトサイダー的なルートで取引をしたときでも漁協に何か支払うような場合があるのでしょうか。

増永代表取締役 どうでしょうか。通常、組合員というか私たち養殖に関わる者だと、養殖業者さんが出荷するのに当たって漁協さんの共同販売とかというところを使えば、それは手数料を取られるのは当たり前のことだと思いますし、あと漁協さんから餌をお買いになればそこに手数料が乗ってくるのは普通の商流だと思っております。ただ、珍しいパターンもあって、要は買う側が漁協を通して買わないと買えないよとか、他の地域からこの漁協に持ってきた魚には手数料が掛かるよとか、いろんなこともあるので、少しずつ表に出ていけばそういうのも直ってくるのでしょうかけれども、その辺は漁協様とかを含めた中である程度強い権限を持って決められていくことが多いので、今後はそういうことのないような近代的な形になればいいなとは思っています。

林委員 ありがとうございます。当たり前のことができていない状況にあることを、もっとクリアにしていかなければいけないと思います。

もう一つ、組合員申請の点です。水産業の組合関係については過去に判例も確立しているところで、こういう拒否の仕方をすれば法律違反になるということが明確になっていると思うのですが、こういった事象があるときに、それについて取り締まるとか、苦情を申請するとか、行政の機能は発揮されていないのでしょうか。

増永代表取締役 小さい町だったり限られたコミュニティの中で、中には理解している人もいるし、してない人もいる。自分はそうではないと思いながらも、そういう組織の中に長年いると先輩やそういう上の方に逆らえないようになっていくというのもあるのではないかなと思います。ただ、すごく理解している人も中には数多くいらっしゃるし、それができている漁協もあります。私たちもすごく不思議な気持ちでいるのは確かなのですが、それを事を荒げて地元とのあつれきを作ったりしたら、組合員にはなれるけれども、その後どう進めていけばいいのかなというのが一方であるものですから、そこは慎重にいろんな方に相談しながらやっているところで、時間が掛かっているというところがございます。

林委員 ありがとうございます。

野坂座長 では、有路専門委員、お願いいたします。

有路専門委員 各委員の皆様がほぼ質問された内容と重なってくる部分もあるのですが、1つ目は現在准組合員にもなっていないのかというところ。

増永代表取締役 准組合員にはなっています。

有路専門委員 2つ目は、3/6ページ、2.2のところに書かれている内容で、いわゆる漁協理事の利益相反という部分に関しては本質的に重要な部分かと思います。水協法によると選挙で決められた人が理事になられますよね。その人は組合員の中から選ばれるということで、選ばれた人が特定の事業において、個人的な利益に基づく言動を行う可能性があると思います。例えば競合する他社が申請したものの内容を理事会で撥ねのける可能性が

あるのではないかと、利益相反も発生しうると感じます。その意味で、この内容は、そういうところを指しておられるのかということが2つ目です。

3つ目は、4/6ページのところにスクラップ&ビルドのことが書かれて、泉澤専門委員も言われましたけれども、新たな組織というよりは仮に漁協が管理を続けるとするのであれば、漁協に最も求められるものというのは一体何だとお考えなのか御教示いただきたいと思えます。

増永代表取締役 利益相反のところに至っては、有路先生がおっしゃるようなことに照らし合わせたこともあると思いますが、もっと細かいところもたくさんあります。この近代化された世の中で、まだそういう考えで進めているのかというびっくりするようなこともあるので理解に苦しむのですが、そういうところも含めて、例えば組合長になる方も家業でやっている方がいきなり何十億も何百億も売上げがある組織のトップになるわけですから、そういうのも含めてその辺から無理があるのではないかとってはいるのですけれども、職員のトップが同じ権利を有しているのだったらまだしも、力関係でいうともう100対0くらいの力関係ですから、それは毎年そういうトップが何年か置きに替わっていく漁協ですから、20年も30年もかけて衰退していくのは仕方ないのかなと。ただ、立派な組合長さんがいらっやって、しっかりと前向きに進めている漁協さんもありますので、全てとは言わないのですが。

最後の質問でありました漁協さんに今後求めるものというのは、もう少し視野と知識を入れてほしいなと。もともと優秀な方が入ってくるのでしょうけれども、漁協の仕事って、餌の販売をして、養殖業者さんの出荷の手伝いをして、総会の資料を作るためにいろんなことをやって、あとは合羽や雨靴といった購買物を販売したりとか、いろんなものに限られてくるのでしょけれど、先ほども言いましたけれども、本来はそこに企画であったりとか未来に向けた取組というような。

会社ですから、計画も含まれるのでしょけれども、そういうアップデートがなかなか無くて日々の仕事をこなすだけの形になっているのかなと思えますので、そういうアップデートも含めた中でのクリエイティブな団体が変わっていただければいいかなというのは期待しています。

有路専門委員 ありがとうございます。

恐らく最終的なポイントとしては、他の委員も言われていたとは思いますが、漁協自身がガバナンスされるというか、自浄作用が必要な部分に自身で指導するような機能が余り働いていないのではないかと感じます。現状ではそこは不全だから、何十年も同じままになっているのではないかと、個人的には今の御意見を伺ったところでは感じた部分です。もちろん全国に立派な漁協さんもいらっやいますので、一律ということでは当然ないですが、いずれにせよ漁協への管理指導、適切な監督、ガバナンスといった機能が必要なものなのかなというところが私の思ったところですが、ここはどうお考えですか。

増永代表取締役 漁協の職員はかわいそうなのですから、やはり権利が無いのです

よね。そういう権限とか権利を与えてやるべきなのではないかと思っていますね。だから、理事とかその辺の方は責任だけ取ってくれば良いのではないかなと思っていますのですね。でも。

有路専門委員 ありがとうございます。

野坂座長 金丸議長代理、お願いいたします。

金丸議長代理 ありがとうございます。

3つ質問があります。まず1つ目が、グローバル・オーシャン・ワークスは、海外、輸出に御熱心なわけですが、海外市場の国産養殖ブリに対するニーズについて教えてください。

2番目は、この5/6ページで登場する養殖業者が、一旦はいろいろ反対があったものの、養殖することについて認められたと書いてありますが、それにもかかわらず2017年に倒産したと1ページ目に書いてあるので、その倒産理由とそれまでのいろんな摩擦とは関係があるのかどうかについて。

3番目は、グローバル・オーシャン・ワークスと付き合いと、その前の業者も含めて、余りスムーズにいかないにもかかわらず、2016年からは新しい養殖業者とグローバル・オーシャン・ワークスが取引を開始されているということなので、この新しい養殖業者からのグローバル・オーシャン・ワークスに対する期待、なぜお付き合いをされるのか。

その3つについて御説明いただけますでしょうか。

増永代表取締役 海外を含めたブリのニーズに対してですが、これはブリだけではなくて、たんぱく源という意味で、世界の人口は伸びているし、そういう意味ではすごくニーズがございまして、私たちも今10年経ちますが、まだ注文量の3分の2ぐらいしかお応えできていないところでございます。魚が無いからということなのでしょうけど、一方で、値段競争に入り、売り先が無く在庫を抱えるとか、倒産していくとかというような業者もいらっしゃいます。それは先ほど言ったように、ブリがどの世界でもどの国でも売れる価格帯の魚ではまだないということです。私は、この養殖は成長産業だと思っているのです。それには、努力、変化をしていかないといけないと思っています。先ほど言った、スケールメリットであったり、安全性を担保する作業であったりとか、どうしても世界の今のサーモンを中心とする養殖に近づいていかないといけない。牛、鶏、豚なんかもそうですけれども、そういう養殖体についても私はこの水産の養殖というのはかなり遅れているのではないかなと思っています。いろんな手を打っても何も変化が無いという業界よりは、変化さえすれば明るい先が見えているというような業界は少ないのではないかなと思っていますので、数少ないそういう可能性のある産業だと思っているので、どんどん規制も含めて変えていければなと思っています。

2番目の養殖業者さんの倒産理由ですが、魚を処分させられました。それについて、漁協さんとお話をさせていただきました。負債が例えばその当時1億円あったとします。私どもは、できる限り御協力をして負債を減らしていきますと。私たちも一企業ですから限

度があります。ですから、助けられるところまで助けていきますので、あとは漁協さんよろしくお願ひしますね、潰さないでくださいねというようなお願ひをして、実質2年半～3年ぐらい支援をいたしました。例えば1億円あった漁協さんの餌代の負債は返済だけしかなくなるわけですから、半分ぐらい減ったと思います。その時点で私どもも限界のところがありましたので、すみませんがもうここまでしかできませんということで漁協さんにお願ひをいたしました。そうしたら、すぐ倒産という形で残りの負債割る生簀台数ということで、既存の養殖業者さんで分け合っただけで終わってしまうような状態になったということですね。じくじたる思いでしたが、私どもが今付き合っただけでいる御理解のある養殖業者さんが全部引き継いでいただいて、今、その水産会社さんとも合併した形で私どもと付き合っただけでいるというところがございます。これはもう一方の養殖業者さんもそうなのですが、御理解のある養殖業者さんに引き取っただけで、そのまま私どもと付き合っただけで、ですから加工尾数でどんどん増えていった背景はその辺にあるのです。

最後の質問と一緒にになりましたが、御理解ある養殖業者さんと長年かけてお付き合いをさせていただいて、私たちは漁業権の無い中でも御支援を頂いているところがございますので、もっともっと強い形で、例えば4社、5社あるとすると、そこをまとめて70万尾、80万尾という体制で計画生産、計画出荷へ向けて、ここ1～2年そういう形で前向きに進んできて、かなり原価も下げられてきている背景もありますので、1社でも2社でも毎年そういう理解のある養殖業者さんが増えて、100万とか150万尾、今日本で一番多く飼っている養殖業者さんは150万尾ですから、そこまで近づけたらいいというのは思っております。

野坂座長 大田議長、お願ひいたします。

大田議長 ありがとうございます。

これまで非常に良い漁協の話をヒアリングすることが多かったのですが、今日は漁協の問題点を具体的に理解いたしました。

2点、質問させてください。

まず1点は、漁業権を許可制にした場合に、この許可する主体はどこになればいいのか。行政なのかどうか。お考えをお聞かせください。

2つ目は、先ほどの有路先生の質問の延長線上になりますが、漁業協同組合をこの現状の形ではなく抜本的に変えるときに、まず何からやればいいのか。例えば理事や組合長の選任を変えたりとか、第三者を入れるとか、監査を強化するとか、あるいは新たな漁協を作れるようにするとか、幾つかあると思うのですが、何かお考えのことがあればお聞かせください。

増永代表取締役 権利から許可に変えるというところではございますが、そこをどこがということは具体的に今頭にあるわけではございません。申し訳ございません。現状の漁協さんがしっかりと認識、考え方を変えた中で、行政も含めてそこに向かってスピーディーにいければいいというのは思っております。それにはいろんな法がありますので、そう

いう法の改正からしていかないといけないのかなというのは思っております。

組合をどこから変えるかというのもそうで、既存の水協法であったりとか、いろんな法がありますよね。あれを解釈の仕方がそれぞれ違うのではないかなと思っていて、しっかりと御理解なさったり、しっかりとしたものが無い。あと、悪いとは言いませんが、やはりああいう法というのはその時代によって変えていくべきだなと思っております。まずはそこを見直していくことで、養殖業者の権利、許可というところと、組合の在り方、ここも含めて自然と変わっていくのではないかなと思っております。

野坂座長 ここで、中島専門委員より質問を2点、事前にお伺いしておりますので、私より御紹介させていただきます。

まず1点目が、4ページの3.2、養殖業の近代化推進に関し、養殖業の近代化推進の中で、規制導入・撤廃推進ということは具体的にどのようなことを指しますでしょうか。

2点目ですが、3ページの2.1、獣医師不足とございますが、獣医師の処方箋が必要な治療が頻繁に発生するというのでしょうか。また、魚病治療に際してどのような投薬が行われているのでしょうか。

以上の2点につきまして、御回答くださいますようお願いいたします。

増永代表取締役 近代化についての推進で、必要に応じた規制の導入であったり、撤廃の推進であったりというのは、いろんな国、例えばサーモンであったらノルウェーであったりとか、いろんなところのいろんな事例がありますので、それに照らし合わせてブリが果たして当てはまるのかどうかという問題もありますが、その魚種等によって違ってくると思いますので、変えないといけないというのは確かでございます。安全性の担保というのを常々、何回も今日は言ってきましたが、やはりしっかりとトレースができるようなことをしていかないといけないと思いますし、資源、環境等についても併せて考えていかないといけないのではないかなと思っておりますので、その辺も含めて大まかなところで言っているところでございます。

獣医師の件ですが、今、養殖というのは、先ほども少し触れましたけど、一番薬を使う魚なのではないかなと思っております。同じ養殖の中でもブリは特に使う魚なのではないかなと思っておりますが、病気になってから対処をすると、それは長引くし量も多くなるというところがありますから、それを事前に何かしら対処ができないかなと。それは薬なのか栄養的な強化なのかというところがありますが、しっかりと科学的根拠に基づいた対処の仕方をいろんな産業の方、分野の方に入っていて、今後構築していくべきことなのではないかなと思っております。そういう意味では、分かりやすく獣医師さんをまず例として挙げさせていただいたということでございます。

野坂座長 ありがとうございます。

その他には御意見いかがでしょうか。

ありがとうございます。本議題については以上といたします。

増永様、本日はありがとうございました。

増永代表取締役 ありがとうございました。

野坂座長 どうぞ御退席をお願いいたします。

(グローバル・オーシャン・ワークス株式会社退室)

(大阪市漁業協同組合入室)

野坂座長 それでは、次の議題に入ります。

議題2では、漁業協同組合からのヒアリングを行います。

本日は、大阪市漁業協同組合より、北村代表理事組合長、畑中総務次長にお越しいただきました。

大阪市漁業協同組合は、大都市圏における漁協として、海面の工業利用や商業利用とも調整しながら水産業に携わられています。今回は、都市において漁業を営む上での問題意識や、同組合が考える水産行政について改善すべき点等について、お話しいたします。

それでは、北村様、畑中様、20分程度で御説明をお願いいたします。

畑中総務次長 大阪市漁業協同組合の畑中と申します。よろしく申し上げます。

概要を資料に沿って説明させていただきます。「大阪港漁港区将来ビジョン」としまして、以前組合として描いた将来ビジョンについて説明いたします。

1ページ、目指す姿であります。「大阪港の特色を活かした、水産を核とした魅力ある漁港区づくり」としまして、今後10年を見据え、漁業者人口が減っていく中、大都市大阪港漁業を漁業者のみでなく、地域に関わる人全員で地域の産業として発展させることで漁業収益を向上させ、漁業者人口を増加させるというものであります。

まず、大阪湾についてですが、大阪湾に流入する河川は、大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山の2府4県にまたがり、大きな流域を持っています。そこから多くの土砂、森や陸域からの栄養分、生活排水が大阪湾に流れ込んできます。多くの土砂は干潟を形成し、その泥には貝やゴカイなどの虫が多く、これらが餌となって幼稚魚や稚貝が育つ環境となり漁獲する魚たちが繁殖いたします。新淀川は大阪湾の中で平均淡水流入量が最も多く、河口域は干潟、浅場が多く存在し大阪湾の中でも最も重要な幼稚魚や稚貝の育成場となっております。高度成長期の地盤沈下により干潟や浅場が無くなりはしましたが、現在、海老江地区や人工干潟があります。右上の図が流入量で、淀川が最も多く、下の写真が柴島の人工干潟になります。

大阪湾は、干満時に明石海峡、紀淡海峡から大量の海水が流入をいたします。大河川からの流入と干満差による流れによって豊かな海が形成されてきました。右の図が海流の流れです。巾着網でイワシ、アジなど、船曳き網でイカナゴ、イワシシラス、流し網でサワラやスズキなど、底曳き網でシタピラメなどが漁獲されております。下の図は、文字は見づらいたのですが、このような種類の魚種が獲れるということになっております。

大阪市内、大阪府もであります。以前は多くの漁村がありました。これは左の図になります。そして、大阪湾の沿岸地域には漁業権もありました。これは右の図で、1番の新淀川のところからずっと下、岬町のところまで漁業権はありましたが、現在は下のカラー

の図で、泉佐野から岬町の丸で囲った部分のみの漁業権の設定となっております。

昭和の高度成長期から平成にかけて、関空、神戸空港など大規模な埋立てが進み、大阪湾の面積が狭くなるとともに、干満時の流出入が減り、潮の流れが悪くなりました。左の図が海岸線で人工海岸、ピンクが人工海岸となっております。右側の埋立ての変遷についても、色のついているところが全て埋立地となっております。高度経済成長期に赤潮により「海が汚い」と言われることがありましたが、その色は植物プランクトンや動物プランクトンで、その当時、魚はよく獲れておりました。現在、漁獲量は減っており、資源管理を行いながら漁業を営んでおります。船曳き網で獲るイワシシラス漁は、4月～12月の期間、水、土、日曜日を休みとする週4日の操業であります。

地域の概要になります。江戸時代より漁業が盛んで、主要な漁業集落としては、佃、大和田、大野、福、野田、九条、難波の7カ村が知られており、この中でも佃と大和田は徳川家康との特別な由緒から、全国どこでも自由に漁業を行う権利を有しておりました。昭和24年10月時点では組合員数300名余りを誇る府下有数の組織でありましたが、その後の大阪港埋立工事の進行などにより昭和44年9月に漁業権が消滅し、以降、許可漁業で漁業を営んでおります。

所在地は、本部が大阪市此花区常吉にありまして、支部として、港区に港支部、此花区に此花支部、西淀川区に福支部、大野支部、大和田支部の5支部となっております。各支部の船溜まりは昔の各河川の河口部であり、川が埋め立てられるに従って河口部へ移動せざるを得なくなり、各河口部を利用しております。各船溜まりは河口部なので水深が浅く、大型船は水深の深い本部に係留しております。組合員数は、平成28年で、正組合員39名、准組合員9名の合計48名、販売高が1億3,300万円で、漁獲物は大阪湾、淀川河口において、イカナゴ、イワシシラス、スズキ、チヌ、ボラ、シジミ、ウナギ、ハゼ等であります。

大阪湾の漁場環境、水産資源、漁業経営ほかについては「新・大阪府豊かな海づくりプラン」があります。これは大阪府が定めているプランでありまして、大阪湾の漁業生産力を底上げするための広域的な漁場整備の推進、攪拌ブロック礁の設置や海底窪地の埋め戻し、海底耕うん等があり、早期に効果があらわれる漁場整備の推進や、栄養塩管理に向けた取組、水産資源を支える水産研究の強化、ごみの対策等がありますが、大阪市地先の大阪港は港湾区域であるため、取組が何も行われていないという現状であります。

協同組合ですけれども、直接的には生産者の所得向上を主たる目的としますが、地域、海域、河川の調整または連絡役も担っております。地域との取組で、大阪府による大阪の海のイメージについて平成26年に実施したアンケートによると、どちらかといえば悪いイメージが56%もあり、まだまだイメージが良くないという現状であります。大阪湾の魚介類を知ってもらいたい、食べてもらいたいということから、関連会社にて農林水産省の6次産業総合化事業計画の認定を受け、それ以降、新商品の開発に補助事業を受けさせていただきました。近畿農政局、大阪府、公益財団法人水産物安定供給推進機構等で受けさせていただきました。

加工品としましては、「しらすコロッケ」、「タココロッケ」、「大阪オイルサーディン」、「はもじゃこ天」、右側では淀川産の天然ウナギをブランド化しまして、シジミもブランド化してあめにしたり、食べてもらうためにいろいろとこういう商品を作っております。

淀川のブランド化ということで、淀川のイメージですけれども、非常にまだまだ悪いということで、淀川の食を主としてブランド化していくことでまずはイメージを良くするというので、各社新聞で淀川について取り上げていただいております。これは毎年何社か淀川のウナギとシジミで取材を受けているところであります。

食の都大阪グランプリで、大阪市漁業協同組合賞、また、JTBの体験漁業で漁業見学、各種イベントに参加し、先ほどの商品とかを売り、食べてもらっております。その他、商談会等でも発信している所存でございます。

啓発事業としましては、「大阪湾の漁業を継ぐ世代に発表」と題しまして、組合長が発表したり、組合員による大阪湾、淀川、大和川の清掃事業を行っております。

今後の展望ですが、大阪市は平成30年人口が271万人の大商業都市であり、市外からの観光客を含めると相当数の人が大阪市内に滞在しております。このように大阪市の特徴は人が多いということであります。また、夢洲には万博、IR構想があり、人が多いという特徴をいかすとともに、地域と漁業が連携して地域発展に貢献していける事業を行っていきたいと思います。また、大阪市地先海域である大阪湾奥部は、淀川河口域であり栄養分など淀川の恵みを大阪湾全体に供給する大きな役割を担っております。大阪市、淀川のみならず大阪湾の漁業、生産性向上に向けて広域的な組織を組み事業を行っていきたいと思います。

続きまして、課題・目標としまして、「都市型漁業再構築」ということで、大阪港は港湾区域のため物流が主となり漁業などの一次産業は認識されていないのが現状であります。幼稚魚の育成の場等、大阪湾奥部、淀川河口は、漁業生産上、非常に重要な水域であります。昔は漁業権があり漁業について主張はできましたが、現在は港湾区域であるため漁業者の意見が通らないようになっております。そこで、大阪港、港湾区域の一部の未利用地を規制緩和することにより、自然な砂浜、干潟を創出し、生産可能な場にするすることで、漁業生産性の向上、環境改善により生産者、地域としてのメリットがある環境を再構築したいと思っております。それによって、漁業就労環境の改善や大阪漁業のイメージアップ、干潟の再生、環境改善、幼稚魚育成の場の再認識、淀川との連携、漁業の利用促進を図るための漁業生産拠点の整備、食との連携、大都市という地域の特性を生かすための行政、民間企業との連携等がなせると思っております。

規制緩和について具体的に申しますと、この図が大阪港の港湾図となっております。

次のページをご覧ください。ちょっと見づらいですが、真ん中の三角形、大量の土砂を運んでくる淀川河口域、大和川河口域は港湾区域となっております。これらの河口域は干潟、幼稚魚の育成場等、重要な生産場であります。これらの港湾区域の未利用地を規制緩和

和することにより、干潟、浅場を形成し、様々な機関が管理するとともに、資源管理型漁業の中で持続可能な生産を目指していかれたらと思っております。

次のページと先ほどのページを重ねて見ていただきたいのですが、右の淀川の河口域になりまして、ちょっと薄いですが、黄色の線で囲っている地域が利用できればと考えております。水深は非常に浅く、その下の図もちょっと見づらいなのですが、夢洲、舞洲の岸壁付近でも、非常に浅い水深となっております。

以上で、私の説明を終わらせていただきます。

野坂座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。なお、御発言を希望される際には、お名前の書かれているプレートを立てていただきますようお願いいたします。

また、議題1と同様に、多くの御意見、御質問が出されるかと存じますので、できる限り簡潔な御発言に御協力をお願いいたします。

それでは、渡邊専門委員、お願いいたします。

渡邊専門委員 どうも御説明ありがとうございました。

都市型漁業ということで、今は工夫をされながら進めているという実態が伝わってきて、大変心強く思いました。

資料の中で「地域の概要」というところで、昭和44年9月に漁業権が消滅したとあります。これに関連して幾つかお伺いしたいと思います。

まず、この漁業権が消滅したのは、大阪市の漁業を営んでいたところが港湾区域に指定されたことで漁業権が消滅したという理解でよろしいでしょうか。

北村代表理事組合長 当時、環境が悪く、水質とか底質の部分も含めて、西淀川とか、その周辺の公害の問題があり、港湾局から経済局、自分たちの上の団体に対して、漁業権の行使というか、継続をしないというように要請があった部分があります。その当時の組合の漁業者も、それを受け入れたような感じです。

渡邊専門委員 そうすると、漁業権を自主的に返上したような形になったわけですか。

北村代表理事組合長 いや、港湾局からの働きかけだったと思います。この図には無いのですが、5枚目の上に「大阪市内には多くの漁村があった」という図があると思うのですが、ここにくちばし状になった昔の大関門の防波堤があるのです。この周囲を全部漁業権が張りついていたのです。港湾局としては、当時、今でいう舞洲、夢洲、咲洲の開発をするのにその漁業権も邪魔でしたし、そういうものも含めて、地域、大阪市の取組として、そういう漁業権を廃止するというか、無くす方向で行政のほうからあったと思います。

渡邊専門委員 それに対する補償金の支払のようなものはありましたか。

北村代表理事組合長 ありました。

渡邊専門委員 そのときに補償金をもらって、これで俺たちも終わりだというのではな

くて、漁業権が無くて許可漁業に移っても、みんなで漁協を維持し漁業を守っていくのには、ものすごくエネルギーが必要だったのではないかと想像します。その辺の何がモチベーションだったかをお伺いしたいと存じます。

北村代表理事組合長 当時、聞いているのは、年配の方々は漁業というものを諦めかけていた方もおられるのですけれども、若い世代の人は、まだ漁業で食べている方もおられたし、それが許可漁業になっても、今おっしゃったこのエリア以外で操業はできるので、そこで所得を上げたりしていた。

もう一つは、特別採捕のシラスウナギとかも、当時、漁業権が買い上げられた後もずっと獲っていたので、そういうもので所得はかなり高かったのです。

渡邊専門委員 どうもありがとうございました。

野坂座長 有路専門委員、お願いいたします。

有路専門委員 どうも御報告をありがとうございます。

全般的な話としては、先ほど渡邊専門委員が言われたことに関連するのですが、一度無くなった漁場、漁業権といいますか、こういう港湾に指定されているけれども未利用の地域で、海で生活をしている漁業者さんが再び漁業をしていきたいということで、我が国の中で一度消失した漁業権を元に戻している例というのは、多分ほとんど無いのではないかと思います。そのため、これは重要な問題提起だと思っています。

今まで、我々の議論の中では、今ある漁業権の中をどう法律にするかという議論は非常に重視しているのですけれども、無くなったものに関して使う人がいるときに、それは新たに元に戻すとかというときにどうすればいいのかというところでは、まだ議論がなく、非常に大きな切り口になっている、問題提起をしていただいたのだなと思うのです。

その中で1つ御質問というか、説明を加えていただきたいなと思うことがございます。このページでいうと随分最後のほうになるのですけれども、最後から4枚目の「課題・目標」と書かれているところで、実態を教えてくださいたいのですけれども、「現在は港湾区域であるため漁業者さんの意見が通らない」というところを、具体的にどういうことなのか教えていただけないかと思います。

北村代表理事組合長 港湾区域というので、港湾にはいろいろな指定の区域があります。その中で、漁業活動をするのに組合としての事業がスムーズにいく用途が無いというのと、先ほど畑中から説明しましたように、船着き場がもともと河川内、支流内にあるもので、その水深が浅くなったり水門とかという規制がある中で、港内のほう、今、本部と言っているところに、船は15年ぐらい前に十何隻か移しているのですけれども、大きい港の中で、ほぼ困りが無く、台風になると避難をしなければならないし、そういう水揚げをする岸壁、施設等を整備できる環境でもないということです。

有路専門委員 つまり、他のいわゆる漁港区域みたいな感じに、水揚げ施設があるわけでもないし、漁業を営んでいるけれども、船着き場としては、いわゆる漁港としての機能はほとんど無いというような理解でよろしいでしょうか。

北村代表理事組合長 はい。

有路専門委員 ありがとうございます。

野坂座長 大田議長、お願いいたします。

大田議長 ありがとうございます。

説明を聞き漏らしたのかもしれないのですが、港湾区域の未利用地を規制緩和することにより、浅場を形成し、様々な機関が管理するとあるのですが、具体的にどういう規制を緩和するのか。それと、規制している主体は、国なのか、自治体なのか、この辺りをもう少し教えていただければと思います。

北村代表理事組合長 今、主体は大阪港なので自治体です。利用とかという部分では、もともと、今の三角のエリアには、天然のカキとかアカガイ、そういうものが自然に分布して漁獲していたエリアなのですけれども、埋め立て等が始まったり、河川に橋梁が架かったりする中で、水深が維持できないとか、淀川の河川のほうは、もともと地盤沈下する前に支流があって河川敷みたいなのがあったものが、高度成長期の地盤沈下で水没し、そこに新たな河川敷を形成されているのですけれども、その水辺の環境が、本来ならここは砂とか細かい粒子の定着する場所なのですけれども、テトラが入ったり、花崗岩が入ったり、私が勝手に言っているのですけれども、大体大阪湾は底物、要するに、稲作みたいな、耕すみたいな漁業の場所に、急に畑が、要するに磯場ができました。要するに、そこで生態系も変わってくるし、餌自体が変わってくるし、良くはしていただいているのですけれども、だんだん元あった環境から変わってきている。逆に、高度成長期の環境としては悪い時期のほうが、まだそういう護岸とかいろいろなものが昔のまま触られていなくて、水揚げというか、魚介類は多くて、今、護岸ほか触られている中で、今のほうが悪くなっている感じです。

この図面の中で一番左側にある、ここは「新島」といって新しい埋立地なのですけれども、国交省さん、関係の方々が、緩傾斜、緩やかな傾斜の護岸を形成していただいた関係の中で、4メートルか4メートル50ぐらいのところには柵ができ、そこではガラモとかワカメとかが生息したり、アワビの稚貝を入れるとアワビが育つ。これは国交省さんとか地区の人とこういう試験的なことはできるのですけれども、それを生産とかいろいろな部分で管理をするという部分になると、港湾局とか、海保とか、申請をして、試験的なことはできるのだけれども、実際に漁業としてという部分の活動はできないという流れです。

大田議長 そうすると、港湾区域の一部未利用地を共同管理して、港湾区域から外すと。そういうことなのですか。

北村代表理事組合長 できれば、大阪湾でもこの淀川というのが流域面積が多くてかなりの土砂なり栄養分を運んでくるエリアにもかかわらず、そういう環境で、触れない環境なので、今後いろいろな事業で触られる可能性はあるのですけれども、貴重なエリアなので、それを本来のこの地域の奥部の環境を残す。プラスアルファ、魚介類の維持管理をすることによって、生産性を向上させたい。

大田議長 ありがとうございます。

野坂座長 泉澤専門委員、お願いいたします。

泉澤専門委員 御説明ありがとうございます。

漁協の内容について幾つか教えていただきたいのですけれども、まず、組合員数が現在48名となっております。かなりコンパクトな組合なのだろうと思いますけれども、48人の組合員数に対して職員の数というのは何名なのでしょう。まず、教えていただけますでしょうか。

畑中総務次長 組合と関連会社の大阪市漁協株式会社というものがあまして、それを合わせますと4名です。

泉澤専門委員 ありがとうございます。

もう一つ、先ほどから言われている漁業権ですけれども、今、紀淡海峡の近くのほうに1つだけ残されているとなっておりますね。この赤い部分がそれでございますか。

北村代表理事組合長 この部分は、大体12協か13協ぐらいがその地先の漁業権をまだ持っています。

泉澤専門委員 この漁業権というものは共同漁業権でよろしいのでしょうか。

北村代表理事組合長 はい。

泉澤専門委員 共同漁業権ということであると、養殖をされている品種というか、それはどういうものですか。

北村代表理事組合長 ノリ、ワカメ、カキ、それぐらいです。あとは、漁業権内でタコとか、ナマコとか、いろいろな漁業をやっています。

泉澤専門委員 分かりました。

それから、その許可漁業に関してなのですけれども、これの許可漁業の海域というのはどれぐらいの海域になるのでしょうか。

北村代表理事組合長 大阪湾は、地域外の全体図で、今日は資料が入っていないのですけれども、大阪と兵庫県の大阪湾に対する海域エリアの主張線がありまして、大阪が大体真ん中ぐらいのところを通過していて、兵庫県がちょっと大阪寄りのところを通過しています。

許可自体は、大阪エリアは大阪の許可、兵庫エリアは兵庫の許可で、大阪の場合は、大阪湾漁業調整協議会があって、船曳き、底曳き、巾着網、他何件かが入会漁業をしています。それで働く範囲を広げて、両県がまたがって働くようにしています。

畑中総務次長 エリアの話をしめすと、イメージを言いますと、淀川の河口域の大阪市からこの淡路島の先端のところを半分で割ったような感じです。そこに大阪の主張線と兵庫の主張線が交じり合っている。

泉澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

それと、コンパクトな漁協なのですけれども、組合員数も少ないというときに、例えば、漁協の運営費はどういうもので捻出されているのでしょうか。多い順にお聞かせいただければと思います。

北村代表理事組合長 もともと先ほどの港湾区域の開発がめじろ押しにありまして、その中で警戒業務がすごくあり、そういうものも漁協の中で、会社のほうで漁業者に回すような格好にしています。その手数料と賦課金を運営費のほうに回しています。

泉澤専門委員 それが一番多いわけですか。

北村代表理事組合長 そうです。

泉澤専門委員 ということは、漁業ではないということですね。いわゆる漁業ではなくて、いわゆる港湾の警戒船としての収入ということですか。

畑中総務次長 そうです。

泉澤専門委員 実際に、例えば、魚を漁獲するとか、加工するとか、そういったことではなくて、いわゆるそういう警戒船としての収入が一番多いと。

畑中総務次長 一番多いのはそうですが、漁獲物による手数料とか、そういったものも含まれています。

泉澤専門委員 そうすると、先ほどここに書いてある1億幾らの売り上げの中に、それは含まれていますか。

畑中総務次長 含まれていません。販売高は含まれていません。

泉澤専門委員 これはあくまでも漁獲収入ですか。

北村代表理事組合長 そうです。

泉澤専門委員 分かりました。

最後に、例えば、小規模であっても、魚市場だとか、あるいは荷さばき場だとか、そういったもの、ここに書いてありますけれども、漁業者の生産に対して直接援助をするのが漁業協同組合の目的でございますから、漁業を行う漁業者に対しての利用事業、荷さばき場だとか、あとは魚市場といったものはやられているのですか。

北村代表理事組合長 本来、大阪の場合は環境に恵まれていて、中央市場、尼崎の市場、北部市場、東部市場と市場がすごく近くにあって、もともと漁業者さんが直接市場で取引していたとか、そういう経緯が大阪のほとんどの組合の漁業者の販売です。何漁協かは組合で全量を扱っている組合もあります。

泉澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

野坂座長 本間専門委員、お願いいたします。

本間専門委員 ありがとうございます。

今、話にあった漁協の組合員の話なのですが、正組合員が39名で、販売高が1億3,300万ということだと、専業というよりも他に職業を持っているという方が多いのでしょうか。つまり、1漁家当たりの所得というのはどれくらいになるのか把握されていれば。その組合員が、多分漁業を専業というよりは何か他の仕事をされているのかどうか。あるいは、この販売額以外の収入の形で漁協からの様々な手当てがあるのかどうかということについて、まず聞きたい。

北村代表理事組合長 一応ほぼ専業で、他の会社に勤めているとか、そういうものはほ

ばありません。漁業も自由業で、ウナギを獲ったり、シジミを獲ったり、漁業を兼業されている、プラスアルファ、そういうさっきの警戒業務とか。ここで獲っている以上、何千万円かというのは、船曳きとか、そういう部分も入札場から組合を通して出している数字であって、シラスウナギとか、他に個々で売られているものは入っていません。

畑中総務次長 組合を通っていないということなのですね。

本間専門委員 それで分かりました。

2点目は、その次のページの大阪湾については、「新・大阪府豊かな海づくりプラン」というのがありますが、そこに挙げられているようなことが施策的に推進されているのだけれども、一番下に、大阪港はそういう漁業関係の取組が行われていないとあります。これは大阪港、港のほうに関して、何か漁協さんとしてこうしてほしい、ああしてほしいといった、漁業権の再獲得以外で、何か大阪港に望むこと、大阪港の改変ないしは地元の資源を全部有効活用して地域全員で漁業を考えるという視点から、大阪港の活用に関して、何か具体的にお考えのところがあれば教えてください。

北村代表理事組合長 管理の部分で言うと、大阪港は大阪市が管理しています。他は、大阪府が管理しています。それと、活用的に言うと、資源管理と航行安全を含めて自主的に港内を操業禁止にしたり、地元漁協で規制している部分と、南側の府関係の組合の漁師さんが来る部分、いろいろとまた自由な部分があるのですけれども、業種によって入れなくしたりとか、時間を決めて操業するとか、そういうことはやっています。

野坂座長 林委員、お願いいたします。

林委員 御説明ありがとうございました。

資料でご紹介いただいている加工品はすごく美味しそうなものばかりで、6次産業化の産品はなかなか成功が難しいのですけれども、多分よく売っていらっしゃるのではないかと。

ちょっと教えていただきたいのは、昭和44年に漁業権を港湾局の働きかけで買い上げて、補償金が払われたということなのですから、当時の組合員は何人ぐらいいらして、何に対して幾ら補償金が払われたのか。

また、そういった補償金というのは組合でプールをされるものなのか、それとも個別の組合員に配分されるものなのか。

3番目の質問ですけれども、昭和44年に漁業権が消滅する前と後で、この組合の販売高はどのように変化したかという点を教えていただきたいと思います。

ちなみにその次のページにある平成28年の販売高が1億3,300万円というのは、組合が市場などで組合員の代理で売り上げた総額をおっしゃっているのか、それとも組合員から販売代行の委託を受けているときの代金をおっしゃっているのか、その点を教えてください。

北村代表理事組合長 当時の人数は、210名ぐらいです。補償は各々個別です。昭和44年当時ぐらいまでは、まだ支部が大きかったので、地域ごとに支部で役員さんが集荷して販

売っていたとか、そういう時代があったと思います。この昭和44年から後ろというのは、私はまだ小さかったのですが、個別に中央市場で出していた記憶があります。

林委員 210名の方に対して総額幾らという形で払われるのか、一人一人違う金額で何か査定がされて払われるものなのですか。

北村代表理事組合長 昭和44年当時は分かりませんが、組合員全員でなんぼという。その中で、組合長が多分その代表と契約をしていると思います。

林委員 結局、210名分のトータルで幾らを払われているのですか。

北村代表理事組合長 当時、11億円ぐらいではないですかね。

林委員 その漁業権を失った部分で、失う前と後で、売り上げはどのくらい変わったのですか。

北村代表理事組合長 その頃は把握はしていませんけれども、この昭和44年に買い上げをされた以降だと思うのですが、シラスウナギがすごく獲れ出して、ほとんどの方が短期間の間に何百万円というか、すごい所得を上げていた時期があります。それは何年か続いていました。

林委員 次の1億3,300万円という売り上げはどの段階を捉えた売り上げなのでしょうか。

畑中総務次長 平成28年度です。

林委員 平成28年度なのですが、市場での売り上げですか。

北村代表理事組合長 これは大阪で船引きというものが68統ありまして、3年ほどくらい前から岸和田のほうで入札場を作り、そこの大阪市漁協が3統あるのですが、その3統の水揚げを入札場に通して、入札場から組合に入る金額です。

林委員 そうすると、組合は1億3,300万円から何%のマージンを取って組合員さんにお払いになるのですか。

北村代表理事組合長 取っていません。

林委員 全く取らないと。

北村代表理事組合長 いいときも悪いときもあるので、なるべく漁業をされている方には負担をかけずに、違う部分、違うもので経営をするように、10年、15年くらい前から考えています。

林委員 よその漁協では、水揚げ手数料とか、いろいろな名目の手数料を取られているようなのですが、おたくでは取っていないということなのですか。

北村代表理事組合長 はい。

畑中総務次長 売上げに対しては取っていません。

林委員 売上げ以外の部分で、固定費とか、施設利用費とか、そういう名目ではあるのですか。

北村代表理事組合長 賦金を取っています。

畑中総務次長 定額の賦金です。

林委員 部金ですか。

畑中総務次長 賦課金です。

林委員 それはどのくらいの金額のものなのですか。

畑中総務次長 1カ月3,000円、1人年間3万6,000円。

林委員 それでは、組合会費みたいな感じになりますか。

北村代表理事組合長 そうです。

林委員 分かりました。ありがとうございました。

野坂座長 有路専門委員、お願いいたします。

有路専門委員 たびたびすみません。

先ほどの本間先生の御質問のところに、御質問と御回答が若干ぶれていたような気がするのですが、改めて聞かせていただきたいのですが、大阪港が港湾区域のために、大阪府の取り組みとして、漁業の状況を良くするような取組が行われていないと書かれています。そこで、大阪市漁協様という立場から見たときに、これは大阪港においても同様の取組ができるようにしてほしいということなのか。あるいは、その一部だけでもやってほしいという意見と捉えていいのか。そこをちょっと教えていただければと思います。

北村代表理事組合長 大阪の場合は、大阪府の水産課なり大阪府港湾が対応しているのですが、大阪府に限定しては政令指定都市で大阪市港湾局が独自でエリアを管理しているので、その中で30年以上漁業という部分での協力というか、施設整備とか、エリアを使えるという部分のことは一つも無いので、今後、そういう設備または係船等、組合漁業者として使える場所も含めて改善していってもらえればと思います。

有路専門委員 つまり、それというのは、同じ大阪府内であっても管理をしているのが大阪市であって、大阪市であるから大阪港の部分に関しては大阪府のやろうとしている施策は反映していないということで、大阪市の管轄である大阪港においても同様のことが行われることを希望するということですね。

北村代表理事組合長 そうです。

有路専門委員 分かりました。

ありがとうございました。

北村代表理事組合長 土地の価格にしても、府下は漁港並みの土地の価格なのですが、大阪市の場合は路線価格というか、地価で8倍ぐらいの差が土地に対してもあります。

野坂座長 1つお伺いしたいのですが、資料の中に、現在漁獲量は減っており資源管理を行いながら操業を営んでいる、イワシシラス漁は期間限定で行っており、週4日操業であるということで、これは自主的資源管理になるかと思うのですが、これというのは、漁業者の方から声が上がってやられたのか、例えば、漁協さん主導で行われているのかなどの経緯を教えていただきたいのと、これによる現在の効果、また、課題というものがありましたら、教えていただきたいと思います。

そして、「新・大阪府豊かな海づくりプラン」というものがあるのですが、そこに「漁業者による自主的な資源管理型漁業の充実」というところで、どのように具体的に充実させるのか、この点について教えてください。

北村代表理事組合長 大阪府下の場合は、漁業権外はほぼ許可漁業なので、それぞれ巾着、船曳き、サワラとか、部会があります。その部会の中で、自主的に資源管理をしている部分と指導されている部分もあります。船曳きの場合は、30年以上前から時間規制、また、休日規制とかというものを自主的にやる中で、3年ほど前から全量入札という形にし、それで日々の時間制限、また、休みも決めています。船曳きの場合は、淡路地区と神戸地区、大阪地区で共同で休み時間、そういうものを漁業者が自ら決めています。

野坂座長 実際にそれで漁獲量は増えてきているということでしょうか。効果としてはいかがでしょうか。

北村代表理事組合長 漁獲量は、平成の初めからするとずっと減っています。ただ、みんなが協力して入札等を行うことによって価格が上がったので、年間漁獲水揚げとしては、若干ここ2～3年のほうが上がってきていると思います。

野坂座長 「新・大阪府豊かな海づくりプラン」の充実というのは、具体的にどのように。

畑中総務次長 これはプランですので、将来ビジョンみたいなところもありますので、特にこのようなことをしているということではなく、これからこういうことをしたいというプランとなっております。資料が今は手元にありませんので、申し訳ありません。

野坂座長 他に御意見はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本議題については、以上といたします。北村様、畑中様、ありがとうございました。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

佐脇参事官 次回のワーキング・グループの開催日程などにつきましては、後日、調整の上、御連絡いたします。

野坂座長 それでは、これで会議を終了いたします。